

令和 年 月 日

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護相当サービス
太田市指定事業者番号 1090500578

当事業所はご契約に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

○目次○

1、事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2、事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3、事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・	2
4、職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5、当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	2
6、当事業所における苦情の受付・・・・・・・・・・・・	4

1、事業所

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | スマートブレイン株式会社 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県太田市由良町 894-3 |
| (3) 電話番号 | 0276-55-6018 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 久保田 守 |

2、事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス |
| (2) 事業所の目的 | 事業所の従事者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | ナイスデイ |
| (4) 事業所の所在地 | 群馬県太田市由良町 894-3 |
| (5) 電話番号 | 0276-55-6018 |
| (6) 管理者氏名 | 久保田 守 |

(7) 運営方針

- ①事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- ②事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供にあたる。

(8) 利用定員

一日型 9:00～15:15 { 半日 (9:00～12:15) } : 18人

3、事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 太田市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 (8/13～8/16、12/30～1/3 は休業)
受付時間	8:00～17:00 (緊急の場合は時間外でも受け付けます)
サービス提供時間	9:00～15:15 9:00～12:15

4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	指定基準
1、管理者		1名			1名
2、介護職員	1名	2名		2名	1名以上
3、生活相談員		1名		1名	1名以上
4、看護職員				2名	1名以上
5、機能訓練指導員		1名		1名	1名以上

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

<サービス利用料金>（契約書第6条参照）

ご契約者の要介護度に応じて、介護報酬上の金額から自己負担額（介護保険負担割合証に記載された負担割合、1割、2割又は3割）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<1> 地域密着型通所介護

① 「3時間以上4時間未満」		1割分	2割分	3割分
・要介護1	単位数 416	単位/回 (416 単位/回)	(832 単位/回)	(1248 単位/回)
・要介護2	478	単位/回 (478 単位/回)	(956 単位/回)	(1434 単位/回)
・要介護3	540	単位/回 (540 単位/回)	(1080 単位/回)	(1620 単位/回)
・要介護4	600	単位/回 (600 単位/回)	(1200 単位/回)	(1800 単位/回)
・要介護5	663	単位/回 (663 単位/回)	(1326 単位/回)	(1989 単位/回)
② 「6時間以上7時間未満」		1割分	2割分	3割分
・要介護1	単位数 678	単位/回 (678 単位/回)	(1356 単位/回)	(2034 単位/回)
・要介護2	801	単位/回 (801 単位/回)	(1602 単位/回)	(2403 単位/回)
・要介護3	925	単位/回 (925 単位/回)	(1850 単位/回)	(2775 単位/回)
・要介護4	1049	単位/回 (1049 単位/回)	(2098 単位/回)	(3147 単位/回)
・要介護5	1172	単位/回 (1172 単位/回)	(2344 単位/回)	(3516 単位/回)

【加算】	1割分	2割分	3割分
個別機能訓練加算（Ⅰ） 単位数	56 単位/回	(56 単位/回)	(112 単位/回)
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅷ）	介護報酬の総単位 × 6.9%		

【減算】	
送迎をしない場合	上記単位数より －47 単位/片道

<介護予防通所介護相当サービス>

① 介護予防通所介護費		1割分	2割分	3割分
・要支援1、事業対象者	単位数 1798 単位/月	(1798 単位/月)	(3596 単位/月)	(5394 単位/月)
・要支援2	3621 単位/月	(3621 単位/月)	(7242 単位/月)	(10863 単位/月)

【減算】		
・高齢者虐待防止未実施	・業務継続計画未策定	基準型で対応
・送迎をしない場合	上記単位数より－47 単位／片道	

太田市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

◎介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスまたは地域密着型通所介護サービスに係る費用

介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスまたは地域密着型通所介護サービスを提供した場合、その費用を負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前、ご契約者の都合により、指定地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までの申し出がなかった場合	当日の食事代金 ¥650 (自費負担分)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6、当事業所における苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） （管理者）久保田 守
電話 0276-55-6018
- 受付時間 月～土（8/13～8/16、12/30～1/3 を除く）8：00～17：00
- スマートブレイン株式会社 お客様相談室 電話 0276-55-6018
受付時間 月～土（8/13～8/16、12/30～1/3 を除く）8：00～17：00
- 群馬県相談・苦情窓口（介護保険課） 0272-90-1323
- 太田市役所介護サービス課 0276-47-1939

指定地域密着型通所介護サービスまたは指定介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 群馬県太田市由良町 894-3
名所 ナイスデイ
説明者 機能訓練指導員
氏名 久保田 守

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスまたは指定介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名

（代理人） 住所

氏名

<重要事項説明書付属文書>

1、事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 146.49 m²

2、職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

管 理 者…事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

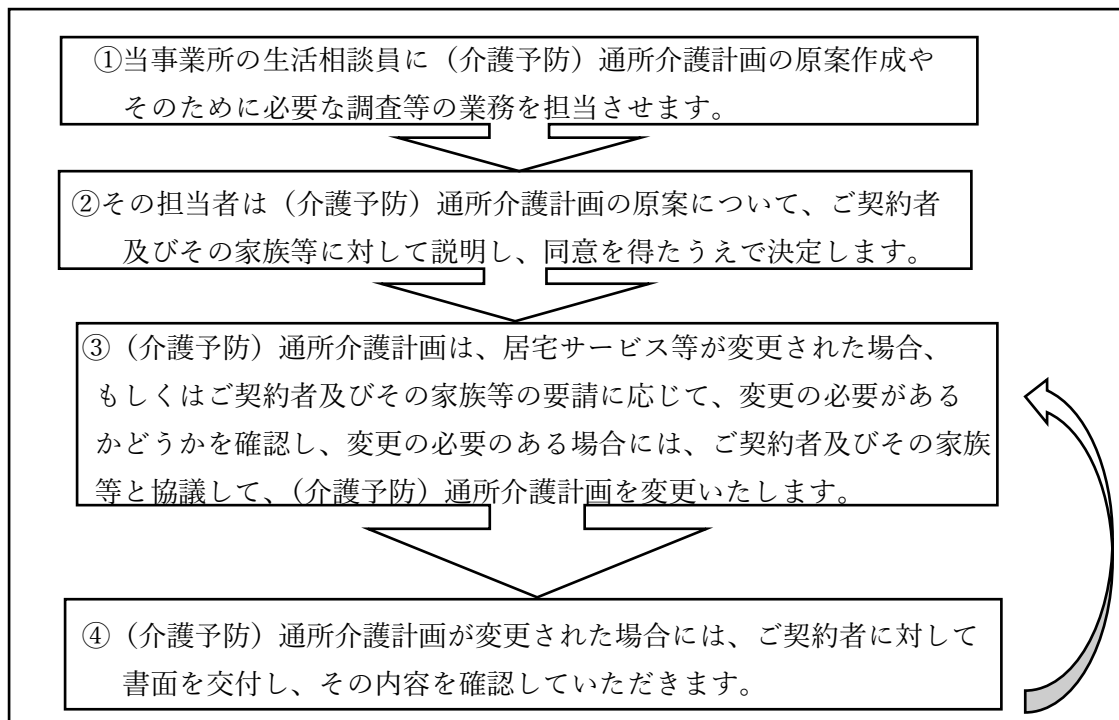
介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員…ご契約者の心身の状況等の把握を行います。病状が急変した場合等に、ご契約者の主治医等の支持を受けて、必要な看護を行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

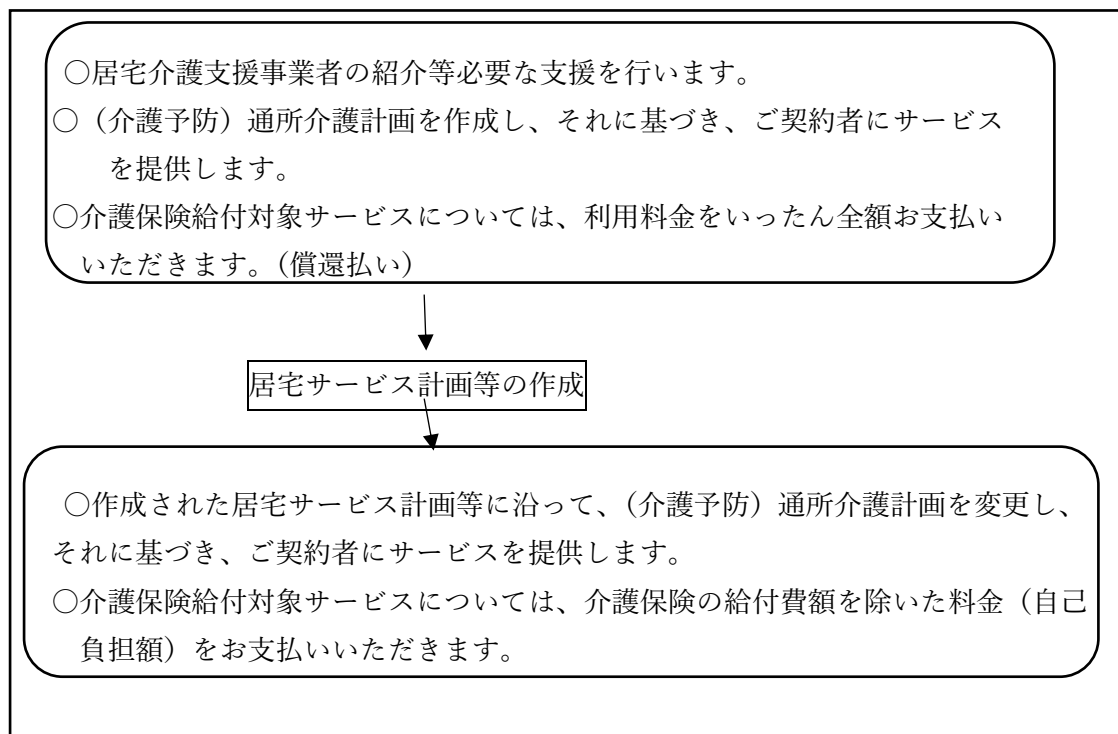
3、契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、介護予防サービス計画または居宅サービス計画（ケアプラン）（以下「居宅サービス計画等」という。）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する（介護予防）通所介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

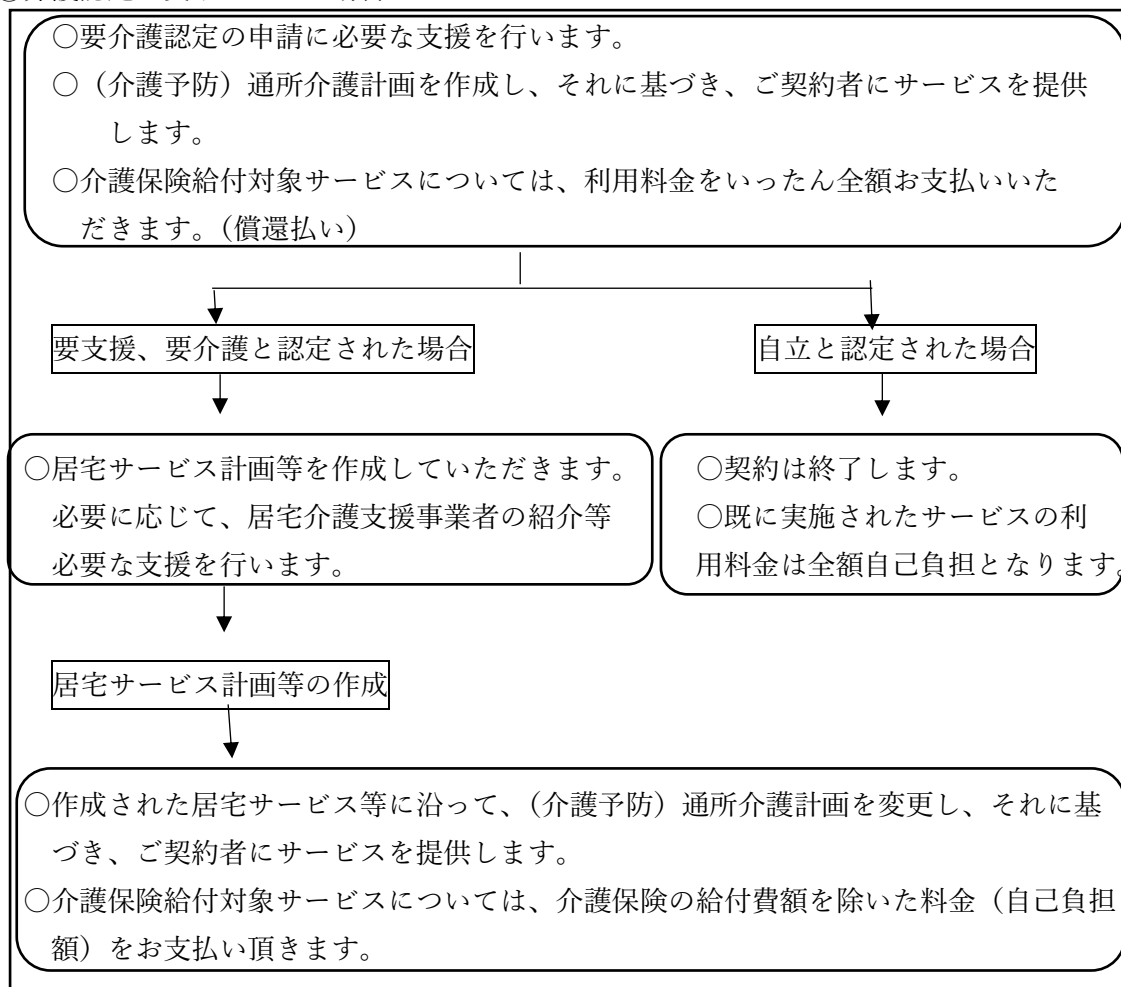


（２）ご契約者に係る居宅サービス計画等が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②介護認定を受けていない場合



4、サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5、サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内には基本喫煙スペースはありませんので喫煙はできません。

(3) 送迎について

- 送迎車の乗り降りは原則ご自宅玄関前となります。送迎の間に御利用者様が途中で降りたりはできません。
お約束の時間に大幅に遅れる場合にはご連絡します。10 分以上送迎車が到着しない場合は安全な場所（ご自宅の中）でお待ちください。
 - 送迎車は待ち合わせ場所に到着してから長時間お待ちすることができません。あらかじめ身支度を整えて頂き、スムーズな送迎にご協力を宜しく願います。
 - 送迎車内では全席シートベルトの着用をお願い致します。
- ### (4) その他
- サービス利用時、ご利用者様同士の物品譲渡のやり取り、貸借はトラブルの原因となる為、行うことはできません。
 - 緊急性や疾患上の問題がある場合を除きサービス提供中（送迎中も含む）は、飲食物を持ち込むことはできません。

6、損害賠償について（契約書第 12 条、13 条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7、サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 15 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの契約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①ご契約者が入院された場合
- ②ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由がなく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8、緊急時等における対応方法

- ①通所介護従事者等は、サービス実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- ②指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとしします。

9、非常災害対策

- ①事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難通報を含む総合防災訓練を年 2 回実施するとともに必要な設備を備えます。

10、従事者の研修および秘密保持

- ①従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。
 - 一 採用時研修 採用後 2 か月以内
 - 二 継続研修 年 2 回以上
- ②事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記します。
- ③事業所は、この事業を行うため、サービス提供記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備します。

11、衛生管理及び従事者等の健康管理

- ①通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意します。
- ②通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診します。

12、事故発生時の対応

- ① 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

13、第三者評価の実施状況（H31.2.1 新設）

- ①令和1年10月15日運営推進会議を開く。
- ②令和5年12月14日運営推進会議を開く。